

奈良県告示第二百三十四号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和三年十一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	近藤 雅彦
医療機関の名称	近藤クリニック真美ヶ丘腎センター
医療機関の所在地	北葛城郡広陵町馬見北六丁目一―八
診療科目	内科（じん臓機能障害・ぼうこう又は直腸機能障害）
辞退年月日	令和三年八月二十六日